

委員会運営規程

令和3年4月6日

研究会理事会制定

(目的)

第1条 本規程は、日本物理療法研究会（以下、「本研究会」という。）定款第38条、定款細則第6条、組織規則第5条に基づき、委員会運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 本研究会の業務を円滑に進めるため、別表1の通り、常設委員会を設置する。

2 組織規則第5条第3項並びに第4項にて設置された委員会については、適宜、別表2・3に追加することとする。

(業務)

第3条 委員会並びに部会における業務は、別表1・2・3の通りとする。

(構成員)

第4条 委員会の構成員は、次のとおりとする。

(1) 委員長

(2) 委員

2 部会の構成員は、次のとおりとする。

(1) 部会長

(2) 部員

(常設委員会)

第5条 本研究会会員により構成され、委員長は、委員の互選に基づき理事会が任免する。

2 委員会の委員長並びに委員は、原則、本研究会会員に登録されている会員の中から選出されるものとする。

3 委員長の任期は、連続して在任する場合において3期6年までとする。

4 委員長は、委員会の業務を統括する。

5 委員並びに部員は、第3条に定める事業に関する業務に従事する。

6 委員並びに部員の任期は役員の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。また、委員ならびに部員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

7 各委員会の本研究会担当理事は、当該担当委員会の会務に対して責任を負うものとする。

- 8 総務委員会は、本研究会会員から選出された総務担当理事より構成され、事務取扱担当者の支援を受け会務を遂行する。
- 9 財務委員会は、本研究会会員から選出された財務担当理事より構成され、事務取扱担当者の支援を受け会務を遂行する。
- 10 機関誌調整委員会は、本研究会会員から選出された機関誌調整担当理事より構成され、会務を遂行する。
- 11 広報委員会は、本研究会会員から選出された広報担当理事より構成され、会務を遂行する。
- 12 研究推進委員会は、本研究会会員から選出された研究推進担当理事より構成され、会務を遂行する。
- 13 国際委員会は、本研究会会員から選出された国際担当理事より構成され、会務を遂行する。
- 14 理学療法標準化検討委員会は、本研究会会員から選出された理学療法標準化検討担当理事より構成され、会務を遂行する。
- 15 ガイドライン部会は、本研究会会員から選出されたガイドライン担当理事より構成され、会務を遂行する。
- 16 その他の必要な事項は理事長が別に定める。

(特別委員会)

第6条 必要に応じて期間・役割を限定した上で、特別委員会を設置することができ、委員長の任免は理事会が行う。

- 2 委員長は、委員会の業務を統括する。
- 3 委員の任免は、委員長の推薦に基づき、理事会がこれを行う。
- 4 委員会の委員長並びに委員は、原則、本研究会会員に登録されている会員の中から選出されるものとする。
- 5 委員は、第3条に定める事業に関する業務に従事する。
- 6 委員の任期は役員の任期に準ずる。但し、再任を妨げない。また、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 各委員会の本研究会担当理事は、当該担当委員会の会務に対して責任を負うものとする。
- 8 その他の必要な事項は理事長が別に定める。

(諮問委員会)

第7条 委員長の任免は理事長が行う。

- 2 委員長は、委員会の業務を統括する。

- 3 委員の任免は、委員長の推薦に基づき、本研究会理事長がこれを行う。
- 4 委員は、第3条に定める事業に関する業務に従事する。
- 5 委員の任期は役員の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。また、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 各諮問委員会の会務に対しては理事長が責任を負うものとする。

(開催)

第8条 委員会は委員長が招集し、部会は部会長が召集する。

- 2 委員会の議長は委員長、部会の議長は部会長がこれを務める。

(意見の聴取)

第9条 委員長並びに部会長は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(議事録の作成と保管)

第10条 委員会開催後は、速やかに会議の議事録を作成し、委員の承認を得た後、最終的には事務取扱担当者がこれを保管する。

- 2 部会開催後は、速やかに会議の議事録を作成し、部員の承認を得た後、最終的には事務取扱担当者がこれを保管する。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1 本規程は、令和3年4月1日より施行する。
- 2 本規定は、令和4年11月17日一部改正により施行する。

別表 1 日本物理療法研究会 常設委員会の業務

常設委員会	業 務
総務委員会	1) 総務業務の全般的支援に関する事項 ・ 総会、理事会の開催及び事後処理に関する事項 ・ 次年度予算案作成に関する事項 ・ 規則および諸規程の制定・改廃に関する事項 ・ 公文書・委嘱状の発行に関する事項 ・ マイナンバー郵送依頼に関する事項 ・ 各学術大会開催日程等の調整に関する事項 ・ 予算の執行ルールに関する事項 ・ その他 2) 法人学会・研究会間の総合連絡調整に関する事項 3) 総務担当者の業務に関わる事項 4) その他、総務に関連するあらゆる事項
財務委員会	1) 事業支出状況の定期的管理に関する事項 2) 事業決算報告に関する事項 3) 協会経理担当者との情報交換並びに支援に関する事項 4) 法人学会・研究会間の財務に関する情報交換に関する事項 5) その他、財務等に関する事項
機関紙調整委員会	1) 学術誌JK の企画・編集および発行に関する支援に関する事項 2) 投稿論文JK の審査に関する支援に関する事項 3) 学術誌JK の企画記事に関する支援に関する事項 4) 学術誌JK の公開、発送、保管に関する支援に関する事項 5) 出版に関する支援に関する事項 6) その他、必要な事項への支援 JK は、法人学会等が発刊する学術誌
広報委員会	1) ホームページやSNSの継続的管理・運用に関する事項 2) 組織・規程等の情報公開に関する事項 3) 連合学術大会、学術大会、研究会、研修会等の情報発信に関する事項 4) 学術大会単位でのHP公開に関する事項 5) 理学療法研究活動の啓発に関する事項 6) HPでの公開が必要と判断された学術情報に関する事項

	7) EBPT チュートリアルに関する事項 8) 理学療法学、PTR、各法人学会・研究会が発刊する学術誌データの HP 管理に関する事項 9) PTR のインパクトファクター取得に向けた支援に関する事項 10) その他、学会活動の広報に関する事項
研究推進委員会	1) 研究推進に関する事項 2) 研究助成の企画・啓発に関する事項 3) 研究助成の審査に関する事項 4) その他、研究推進に関する事項
国際委員会	1) WCPT サブグループの活動に関する事項 2) WCPT サブグループ総会出席・報告に関する事項 3) WCPT サブグループ年会費に関する事項 4) その他、WCPT サブグループに関する事項
理学療法標準化委員会	1) 理学療法基本評価の普及・啓発に関する事項 2) 理学療法基本手技の普及・啓発に関する事項 3) 理学療法関連用語の定義に関する事項 4) キーワード集の作成と発行に関する事項 5) その他、理学療法の標準化や用語策定に関する事項
***** ガイドライン部会	***** 1) 診療ガイドライン等の作成に関する支援事項 2) 診療ガイドライン等の発行に関する支援事項 3) ガイドラインの普及啓発に関する支援事項 4) その他、ガイドラインに関する支援事項

別表 2 日本物理療法研究会 特別委員会の業務

特別委員会	業務

別表 3 日本物理療法研究会 諮問委員会の業務

諮問委員会	業務

